



風の匂い



兵庫県マスコット はばタン

兵庫県・公益財団法人 兵庫県人権啓発協会

は じ め に

兵庫県では、県民の参画と協働のもと、「21世紀兵庫長期ビジョンー2040年への協働戦略ー」を策定し、その中で、誰もが、家族の絆と世代や地域を超えた多様な縁に支えられながら、互いが認め合い、自立し安心した生活を営み、つながりの豊かさから幸せを実感できる暮らしの実現をめざしています。

そのためには、「共生の心」を培う人権意識の高揚を進め、県民一人ひとりが、相手の気持ちや立場を理解し思いやる感性を磨いていくことが大切です。そこで、県民一人ひとりが、お互いの人権の尊重を感性として育み、日常生活の中で人権尊重を自然に態度や行動として表すことが文化として定着している社会をめざす「人権文化をすすめる県民運動」を推進しています。

平成25年度に実施した「人権に関する県民意識調査」では、特に関心のある人権問題として「障害のある人に関する問題」は、最も割合が高かった「インターネットによる人権侵害の問題」に次ぐ2番目という回答結果となっています。

兵庫県では、平成17年に「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」、平成24年に「少子高齢社会福祉ビジョン」、平成27年に「ひょうご障害者福祉計画」を策定し、「自分で決める 自分の生き方 みんなでつなぐ 共生の社会」をスローガンに、地域団体や企業等の参画を得た県民運動として展開し、年齢や性別、障害の有無、国籍、文化の違いなどを超えた多彩なつながりを育む社会の実現を目指しています。

国際社会では、平成18年に「障害者の権利に関する条約」が第61回国連総会において採択されました。当該条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的としています。日本は平成19年、この条約に署名し、平成23年に「障害者基本法」を改正し、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成25年に今後概ね5年間に講ずべき障害者施策の基本的方向について定めた「障害者基本計画（第3次）」を策定、さらに、平成25年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を制定し、平成28年4月から施行しています。この「障害者差別解消法」では、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

この作品では、ご覧になった方々が、障害の有無によって分け隔てられることなく、すべての人が相互に尊重し合いながら共生できる社会を確立していくために、一人ひとりができることとは何かについて、考える機会になることを願っています。

平成28年 12月

兵庫県・公益財団法人 兵庫県人権啓発協会

目 次

はじめに

- 1 制作のねらい 1
- 2 登場人物 1
- 3 主な場面とセリフ・学習で扱うポイント 2
- 4 学習会を開催するにあたって
 - (1) 学習会全体の流れ 12
 - (2) 学習展開例 13
 - (3) ワークシート 14
 - (4) 解説Ⅰ「障害について」 16
 - ア 障害の種別
 - イ 兵庫県の障害のある人の動向
 - ウ 知的障害について
 - エ 障害者施策の流れ
 - オ 障害者に関するマークについて
 - (5) 解説Ⅱ「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」等について 18
 - ア「障害者差別解消法」について
 - イ 不当な差別的取扱いについて
 - ウ 合理的配慮の提供について
 - エ「障害者差別解消法」が対象とする障害者とは
 - オ 障害者雇用対策について
 - カ 障害者就業・生活支援センター
 - キ 職場適応援助者（ジョブコーチ）について
 - ク 障害者差別に関する相談窓口について

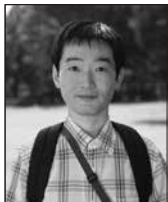
1 制作のねらい

「障害のある人の人権」― 共に生きることのよろこび ―

障害のある人を含むすべての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、国や地方公共団体が障害のある人に対する各種施策を実施してだけでなく、社会のすべての人々が障害のある人について十分に理解し、必要かつ合理的な配慮をしていくことが求められています。しかし、障害のある人に対する理解や配慮は十分とはいえず、その結果として障害のある人の自立と社会参加が阻まれて、共生社会は十分に実現されているとはいえない事例も見受けられます。

この作品は、スーパーマーケットで働く青年、歩と正人が主人公です。歩には知的障害がありますが、子どもの頃は共に遊び、共に学ぶ「大切な友だち」でした。しかし、大人になった二人を隔てる健常者と障害者という壁。その壁を作っているのは誰なのか。歩との再会で正人は自分の心と向き合い、壁をなくそうと動き出します。歩もまた誇りを取り戻します。二人の成長と職場での人間模様を通して、社会的な課題でもある『合理的配慮』についても触れ、見る方々が自分自身の問題として考えるきっかけとなるドラマを制作しました。

2 登場人物



もりの あゆむ
森野 歩
＜中村 靖日＞
スーパーの
清掃員



わたなべ まさと
渡辺 正人
＜鳥羽 潤＞
スーパーの
食品売り場主任



いぬづか よしき
犬塚 善樹
＜小宮 孝泰＞
スーパーの店長



えがみ かやの
江上 茅乃
＜宮下 順子＞
スーパーの客



すずはら りお
鈴原 莉緒
＜増田 眞澄＞
スーパーのサービス
カウンター担当



もりの さきこ
森野 咲子
＜兎本 有紀＞
歩の母



たけむら しげる
竹村 滋
＜竹井 亮介＞
ジョブコーチ



うすい ほなみ
白井 保奈美
＜小柳 友貴美＞
スーパーの
営業販売担当

3 主な場面とセリフ・学習で扱うポイント

1 公園前の道

咲子「歩。本当にここまででいいの？」

歩「大丈夫」

咲子「いい？ 寄り道はだめよ」

歩「大丈夫。時間、守ります」

咲子「歩。もし、もしも、イヤなことがあったら…」

歩「行ってきます！」

咲子「…」



2 公園

歩「おはようございます。いらっしゃいます。ありがとうございます。挨拶は大事です…」



(町内会のグループがラジオ体操をしている)

号令「腕を前から上に上げて大きく背伸びの運動、はい。いち、に、さん、し、ご、ろく。手足の運動…」

歩「おはようございます」

歩「いち、に、さん、し…」

3 スーパーのじぎく(事務所)

犬塚「渡辺くん。今日から来る新人、頼んだよ」

正人「ああ、はい」

犬塚「①本社の方針とはいえ、うちに知的障害者が配属されるとはなあ」

正人「はあ」

犬塚「即戦力が欲しいのに。最近売り上げも落ちてるし」

鈴原「おはようございます」

犬塚「おはよう」

正人「おはようございます」

鈴原「こっちですよ。どうぞ」

犬塚「あ、森野さん…。おはようございます」



歩「おはようございます」

犬塚「この人はね、売り場主任の渡辺くん。仕事を教えてもらってください」

歩「渡辺…さん？」

正人「ああ、よろしくお願いします」

4 スーパーのじぎく(食料品売り場)

正人「今の順番で清掃してください。

開店の10分前には終わらせること」



歩「わかりました」

正人「終わったら、報告してください」

歩「わかりました」

犬塚「あ、結構、様になってますね。森野さん。お客様に気持ちよくお買い物していただけるよう、心を込めてきれいにしてください」

歩「わかりました。心、どうしたら込められますか？」

犬塚「…」

5 スーパーのじぎく(事務所)

犬塚「^(ア)森野くん、普通に見えるけど、やっぱりちょっと変だな。お客様に迷惑をかけないように、注意してね」



正人「はい」

6 スーパーのじぎく(食料品売り場)

正人「森野さん。開店は10時だから」

(清掃を続ける歩)

正人「森野さん、もう一回言うけど、開店は10時だから、9時50分までに清掃は終わらせること」



歩「わかりました」

7 スーパーのじぎく (店内)

正人「特売品、補充するから、手伝って」

歩「わかりました」
(車椅子に乗った茅乃がワイン棚の前に来て止まる)

茅乃「あった」

茅乃「あ、ちょっと、すみません」

正人「^②少々、お待ちください」
(床に落ちて割れたボトルから流れ出すワイン)

正人「大丈夫ですか？」

茅乃「大丈夫じゃないわよ！」



8 スーパーのじぎく (事務所)

茅乃「⁽¹⁾ どうしてワインをあんな高い所に置くのよ！」

犬塚「配慮が足らず、申し訳ございませんでした。^③声をかけていただければ、お買い物のお手伝いはさせていただきますので」

茅乃「かけたわよ、声」

正人「申し訳ございません」



9 スーパーのじぎく (事務所)

正人「品出しをして、手が離せなかったんです」

犬塚「『配慮が足りない』って言われればそれまでだよ。『^{※1}障害者差別解消法』ができたの、知ってるだろ？」

正人「？」

犬塚「おいおい。これ、読んどいて」

正人「あ、はい…」



10 スーパーのじぎく (休憩室)

正人「『障害者差別解消法』では、^{※2}不当な差別的取扱いを禁止し、障害のある方から求

めがあった場合に、^{※3}合理的配慮の提供に努めなければいけません』って、何だよ、差別って！」

鈴原「例えば、障害のあるお客様の来店拒否とか…」

正人「^④いや、俺は別に『来ないでくれ』なんて言っていないよ。ただ、介助のできる人と一緒に来てほしいと」

鈴原「でも、お客様にもそれぞれ事情があるし」

正人「それを言うなら、こっちにも事情があるよ。完全なバリアフリーにできない店もあるし、人手不足だしさ」

鈴原「だから、負担が重過ぎない、無理のない範囲で…」と」

正人「だろ」

鈴原「でも、できることも結構ありますよ」

(^{※4}「ほじょ犬マーク」のついた注意書きを示し)

鈴原「例えば、目の不自由なお客様の場合は、文面を読み上げたり、商品の特徴を口頭で説明したり」

(注意書きの中に描かれた^{※4}「耳マーク」を指し)

鈴原「耳の不自由な方で、対応が必要な時は、このマークを提示してもらうか、指差してもらうんです。そしたら筆談などで対応します」

正人「さすが、サービスカウンター勤務」

鈴原「他人事みたいに言わないでください！」



11 スーパーのじぎく (食品売り場)

歩「渡辺さん。仕事、楽しいですか？」

正人「別に、仕事なんて楽しいものじゃないだろ」

(商品棚の下あたりを確認する歩)

正人「ちょっと、何やってるんですか？」

歩「ここ濡れています。拭きます」



正人「お客様がいる時は、やらなくていいから」

歩「^⑤ダメです。お客様、転びます。気持ちよく、お買い物できません。…心を込めてきれいにします」

正人「……」

12 スーパーのじぎく（駐車場）

正人「置きっぱなしにされたカートは、ここに集めて」

歩「わかりました」
（茅乃が車椅子で来店）

正人「あ…江上さん、ご来店だ。あと、よろしくお願いします」



13 スーパーのじぎく（駐車場）

（茅乃の車椅子が突然持ち上げられる）

茅乃「（悲鳴）ちょっと、びっくりするじゃないの！」

歩「スイマセン。スイマセン。ボク、スーパーのじぎくで働いています。悪いこと、しません」

茅乃「あ…こっちこそ、ごめんなさいね。大きな声出して。ありがとう。助かったわ」

歩「いらっしゃいませ」

茅乃「^⑥あんまり歓迎されないお客かもしれないけどね」

歩「ボク、清掃をしています。他の仕事もしています。また来てください」

茅乃「^⑦そう。あなたがお掃除をしているの。だから、このスーパーはいつもきれいなのね」



14 スーパーのじぎく（駐車場付近）

（茅乃のしているスカーフを指差す歩）

歩「これ、素敵です」

茅乃「これね？ 亡くなった夫からもらったの」



15 公園前の道

歩「渡辺さん、おはようございます！」

正人「あ、おはよう」
（少年時代の歩と正人が緑の中を走って行く。歩、正人を振り返り）

歩「マサくん」
（現在に戻る）

正人「覚えてるわけないよな…俺のことなんて」



16 スーパーのじぎく（食品売り場）

（歩が張り切って清掃を始める）

歩「清掃開始！」



17 スーパーのじぎく（食品倉庫）

臼井「無理しないでよ、無理しないで…すごい…助かる、こっちこっち、こっちよ」



18 スーパーのじぎく（休憩室）

鈴原「森野さん、すごい！ お弁当作ってきたんですか？」

歩「いえ、お弁当、作ってません」

鈴原「お弁当、作ってません…じゃあ、お母さんが作ったの？」

歩「はい、お母さんが作ってくれました」



19 スーパーのじぎく（事務所）

臼井「今回の北海道フェア。目玉商品は、これです」

犬塚「いいねえ。ウニイクラ丼。カニものかってんじゃない。明日の昼飯これだな」

臼井「一日限定20食ですから」

歩 「終わりました！ 他に仕事ありますか？」

犬塚 「もう時間だから、帰っていいですよ」

正人 「お疲れさま」

臼井 「お疲れさまでした」

犬塚 「森野さん、頑張ってますね」

正人 「明日からは北海道フェアだから」

臼井 「よろしくね」

歩 「はい！ わかりました！」



20 スーパーのじぎく（食品売り場）

歩 「清掃開始」

歩 「あ？ あ？ あ…？」

（前日までは無かった北海道フェア用の特設台を見て混乱する歩）



21 スーパーのじぎく（食品倉庫）

臼井 「渡辺さん！ ちょっと大変なの！ あの、ほら…台よ、台、ちょっとこっち来て！」



22 スーパーのじぎく（食品売り場）

臼井 「今朝来たら、特設台なくなって…」

正人 「森野さん！」

歩 「おはようございます」

正人 「ここにあった特設台、どうしたんですか？」

歩 「？」

臼井 「大きなテーブルあったでしょ？ 幟とか立ってる…」

歩 「片付けました」

正人 「は！？」



歩 「清掃できません」

正人 「片付けたって、どこに？」

歩 「ゴミ置き場」

臼井 「はあ？」

正人 「^⑦昨日、言いましたよね。ここで北海道フェアをやるって！『わかりました』って言ったよな！」

臼井 「昨日、夜中までかかって準備したのに！」

正人 「もう、何やってんだよ！」

（過去、歩を罵倒する元上司）

元上司 「何度言ったらわかるんだよ！ 給料払わないぞ」

「口答えするな！」

「障害者のくせに！」

「おまえなんかな、いなくていいんだよ！」

（歩、心の傷が蘇り、パニックを起こす）

歩 「スイマセン、スイマセン、スイマセン…」

正人 「歩！？」

23 スーパーのじぎく（事務所）

犬塚 「お母さんから、電話があったとはいえ、もう3日目だもんな」

正人 「申し訳ありません。僕が厳しく叱ったから」



犬塚 「叱るさ、そりゃ。当然だろ、みんなに迷惑かけたんだから。そもそも無理だったんだよ。試用期間中で良かった」

正人 「森野さんを辞めさせるってことですか？」

犬塚 「三日も休んでるんだ。辞める気なんだろ」

正人 「まだ三日ですよ。本人に聞かないと…」

犬塚 「^⑧無駄だよ。相手は障害者なんだ」

24 公園（過去）

正人 「待ってよ、歩！
どこ行くんだよ？」

歩 「マサくん、マサ



くん…」

正人「どうしたんだよ？ クワガタじゃん！」

歩「クワガタ、クワガタ、クワガタ…」

25 森野家 (リビング)

正人「申し訳ございませんでした。僕の説明が足りなかったんです。なのに、つい怒鳴ってしまって」



咲子「いいえ。こちらこそ、申し訳ありません。歩がパニックを起こしたのは、渡辺さんのせいじゃありません。心に傷があるんです」

正人「？」

26 森野家 (リビング)

咲子「以前、働いていた工場で、上司から虐待を受けて」



正人「虐待！」

咲子「言葉の暴力は日常茶飯事で、失敗すると叩かれたり、蹴られたりしたこともあったそうです。見かねた同僚の方が、*註5 障害者権利擁護センターに通報してくださって発覚しました。会社に指導が入って、対応してもらったんですが、結局、辞めました」

咲子「^⑨確かに、歩には言ってきかせてもなかなか理解できないことがあります。それで、おかしい行動をしたり、人に迷惑をかけてしまったりすること。だけど、周りの人にも誤解や偏見があるんです」

正人「……」

咲子「道を歩いているだけで不審者扱いされたり、親戚の冠婚葬祭に『連れて来るな』って言われたり。何も悪いことしていないのに」

咲子「歩だって傷ついているんです。知能の面で遅れはあっても、心はあります。プライドだってあるんです！」

正人「……」

咲子「あ…すみません」

正人「いえ」

咲子「^⑩私ね、本当のこと言うと、歩は無理に働かなくてもいいって思ってたんです。ただあの子が笑って、生きていてくれれば十分。だけど、歩が自分で、また働きたいって言ったんです」

正人「あの…歩さんと話をしてもいいですか？」

27 森野家 (歩の部屋)

正人「森野さん…失礼します」

正人「森野さん。この間は怒鳴ったりしてごめんなさい」



歩「^⑪すみません。ボク、いない方がいい人です」

(正人、机の上の「ラジオ体操出席カード」を見つける)

正人「ラジオ体操…！」

28 公園 (過去)

小学生「おい、見ろよ、歩。下手くそだな。学校でやってる成果、全然出たねえじゃん」



正人「歩、動き、違う」

歩「うん？」

正人「いい？ 俺と同じようにやって」

歩「うん」

歩「マサくん、上手だね」

29 森野家 (歩の部屋)

(昔を思い出し、ラジオ体操を始める正人。それに気付いた歩)

歩「渡辺さんも、変な人なんですか？」

正人「変な人だよ。人に迷惑いっぱいかけてる。でも、みんな、そうだよ」

正人「森野さん。仕事、楽しい？」

歩「はい」

正人「どんなところが？」

歩 「^⑫心を込める、楽しいです。清掃すると、きれい、なります。みんな、嬉しいです」

正人 「……！ 森野さん。仕事、続けたいですか？」

歩 「…はい！ 続けたいです」



30 スーパーのじぎく（事務所）

正人 「森野さんを辞めさせる件、見直してもらえないでしょうか？ 明日から来るって言ってます」



犬塚 「いや、さっき本社にも報告したし」

正人 「店長。黙ってたんですけど、森野さんと僕は小学校の同級生なんです。よく一緒に遊びました」

犬塚 「何で黙ってたんだ？」

正人 「俺、親が離婚して引っ越したんです。だから、ずっと会ってなくて」

犬塚 「そうか。だから、森野くんに肩入れしてるのか」

正人 「いや、違うんです。別に森野さんのこと、歓迎してたわけじゃないし、向こうも覚えてないし。正直面倒くさいし。余計な仕事、増やされたくなくて」

犬塚 「ふむ」

正人 「だけど…友だちだからとか、そういうのじゃなくて、森野さんはこの店に必要な人なんです。森野さん、言っていました。『お客様が喜ぶと、自分も楽しい。心を込めるのは、楽しい』って」

正人 「僕は最近、売り場にいてもお客様の顔を見てなかったんです。気にしてたのは、何が売れて、何が売れ残ったのか、在庫はどうなっているか」

犬塚 「当然だよ。大事なことだ」

正人 「それに、僕はお客様と関わるのが、面倒くさいって思ってたんです」

犬塚 「……」

正人 「だけど、森野さんは、お客様の顔をちゃ

んと見て、気持ちよく買い物をされているか、気にしていました。心を込めて働いていました。店長がおっしゃった『配慮』って、そういうことですよ」

犬塚 「^⑬いやいや、君の言いたいことはわかるけど、ただ、ただ、現実問題として森野くんと一緒に働くとなると、いろんな壁があるわけだよ」

正人 「^⑭その壁って…僕たちが作っているんじゃないですか？」

犬塚 「え？」

(兵庫県内の障害者就業・生活支援センターの一覧を取り出し)

正人 「森野さん、この支援センターに通ってたそうなんです。ここの^{*註6}ジョブコーチに相談してみるのはどうでしょうか？ どうしたら、森野さんが働きやすいか。僕らはどうすればいいのか…お願いします」

犬塚 「…」

31 スーパーのじぎく（従業員通口）

正人 「渡辺でございませう」

竹村 「どうも、初めまして、竹村と申します」



正人 「朝早くからすいません。こちらへどうぞ」

32 スーパーのじぎく（事務所）

竹村 「障害によっては、不安やパニックになりやすい人もいますので、話し方はゆっくりと穏やかに。わかりやすい表現をお願いします」



竹村 「これは以前作ったものなんですけど…言葉だけで仕事の内容や段取りを説明すると、うまく伝わらないことがあります。ですから、仕事を教えたり、指示を出す時は、絵や図表で^{*註7}『見える化』した方がいいですね」

正人 「北海道フェアのディスプレイも、どう変

わるか、こうやって事前に伝えれば良かったんですね」

竹村「そうですね。急な変更があると、混乱しやすいので。森野さんも、わからないことや困ったことがあったら、すぐに他の人に相談してください」

歩「わかりました」

正人「^⑮『わかりません』って言うてもいいんだよ。こっちも一緒に考えるから」

竹村「^⑯ そうなんです。何かできないことがあったら、どうすればうまくいくか、一緒に考えて、一緒にやってみる。出来ること出来ないことは、一人ひとり違いますから」

犬塚「なるほど。でも、余裕があれば、そういうこともできるんでしょうけど、今はお客様への配慮だけで精一杯でして…」

竹村「でも、こうやってジョブコーチに相談されたことも、立派な合理的配慮ですよ」

犬塚「そうなんですか？」

竹村「『出来ない』と決めつけなければ、きっと道は拓けます」

33 スーパーのじぎく（食品売り場）

正人「森野さん。フェア最終日、8月28日までこの特設台は置いてます。なので、ここに書いてある



順番で清掃してください」

歩「はい！」

（歩、特設台の通路を見て）

正人「どうしました？」

歩「渡辺さん。ここ、通れません」

正人「いや、通れるよ」

歩「あ…江上さん」

正人「江上さん？ あ！ 車椅子！ 確かにこの幅じゃ、車椅子は通れない…」

臼井「ああ、そうよね。じゃあ、もう一度、店内を見直した方がいいわよね」

正人「ですね。ありがとう」

正人「じゃ、これ、動かしますか。手伝って」

犬塚「確かに、道は拓けました」

犬塚「森野さん。聞いてもいいかな？」

歩「はい…」

犬塚「心は、どうすれば込められますか？」

歩「^⑰心を込める…相手を大切に思うことです」

犬塚「…そうですか…^⑱では、これからも心を込めて働いてください」

歩「わかりました！」

34 スーパーのじぎく（駐車場）

歩「江上さん！」

茅乃「こんにちは」

歩「こんにちは！」



35 スーパーのじぎく（食品売り場）

（茅乃、ワインの陳列棚の前にやって来る）

茅乃「あら？」

正人「いらっしゃいませ。ワインなど重くて割れる

物は、一つ下の段に置くことにしたんです」

茅乃「お心遣いありがとうございます。^⑲お店の方が手伝ってくださるのはありがたいんだけど…でもね、こんな風に配慮してもらえたら、いつでも、一人で買い物に来られる。私ね、お買い物が大好きなの」

正人「いつもご来店、ありがとうございます」

36 スーパーのじぎく（正面入口）

歩「どうぞ」

茅乃「ありがとう。」

（茅乃、歩にショップカードを渡す）

茅乃「あ、そうそう、これ、この間

話してたお店。裏に地図もついているから」

歩「ありがとうございます」

茅乃「素敵なスカーフ見つけてね」



歩 「はい」
正人「何、スカーフって？」
歩 「もうすぐ給料日です」
正人「初任給か？」
歩 「もうすぐお母さんの誕生日です」

37 公園

正人「どうしたんですか？ こんな朝早くに」
正人「森野さん…実は俺、小学校の時…」



(突然、公園内の大木に向かって走り寄る歩)

正人「…歩？」
歩 「マサくん！ クワガタ！」
正人「！」
歩 「クワガタ！ クワガタ！ クワガタ！」
正人「やったな！」
歩 「ヤッタ！ ヤッタ！ ヤッタ！」

(風に揺れている歩のラジオ体操出席カード)



- ※註1 P18 解説Ⅱ
- ※註2 P18 解説Ⅱーイ
- ※註3 P18 解説Ⅱーウ
- ※註4 P17 解説Ⅰーオ
- ※註5 平成24年に「障害者虐待防止法」が施行されています。兵庫県においては、障害福祉課内に「兵庫県障害者権利擁護センター」を設置しています。
- ※註6 P19 解説Ⅱーキ
- ※註7 情報や物事の全体を映像・グラフ・図表・数値などによって誰にでも視覚的に分かるように表すこと。ピクトグラム（絵表示）もその一つ。

コラム1

障害者を取り巻く4つの障壁

障害者が社会生活をしていく上で、障壁となるものがあり、以下の4つの障壁を除去しようという取組が進められています。

A 社会における事物

道路・公共交通機関・建築物等において、利用者に移動面での困難をもたらす物理的な障壁のこと。

(例) 歩道の段差、路上の放置自転車、電柱、歩道橋、ガードレールで仕切られた狭い歩道、車いすに座ったままでは届かない公衆電話や自動販売機、狭い公衆トイレ等

B 制度

法令・制度等の存在によって障害者が機会の均等を奪われている構造のこと。

(例) 資格制度、大学等の入試制度、就職・任用試験等における障害を理由とした欠格事由等

C 慣行

障害者の存在を意識していない慣習や文化のこと。

(例) 日常生活の中で専ら視覚に頼っている時計の時刻表示や家電機器の操作、知的障害者にわかりづらい漢字ばかりの書類、字幕の無い放送音、鉄道駅・車内におけるアナウンス情報、音による緊急時の警報・警告、視覚障害者が盲導犬と一緒にでは入れないレストラン等

D 観念

社会の中にある心の壁や偏見のこと。

(例) 障害者を社会にとって役に立たない迷惑な存在とする、障害者を庇護すべき存在と考える、障害者が人間として当たり前の要求・権利を主張する際の「障害者のくせに」という態度等

(参考：内閣府「障害者白書」)

コラム2

障害者差別解消法とまちづくり

法政大学名誉教授

松井 亮輔 氏

平成 18 年 12 月の国連総会で採択された障害者権利条約批准に向けての国内法整備の一環として、障害者基本法（以下、基本法）の改正（2011 年）、障害者差別解消法（以下、差別解消法）の制定（2013 年）および障害者雇用促進法（以下、雇用促進法）の改正（2013 年）等が行われました。

差別解消法は、改正基本法第 4 条（差別の禁止）の規定を実効性のあるものにすることを意図したもので、そのため (1) 差別を解消するための措置と (2) 差別を解消するための支援措置を定めています。

(1) 差別解消措置

同法で禁止される差別行為としては、①障害を理由とする不当な差別的取扱い、および②合理的配慮の不提供、を規定しています。前者については、行政機関等と事業者の双方に義務づけ、後者については、行政機関等にはその提供を義務づけるのに対し、事業者については、当面努力義務とされています。ただし、事業者のうち、事業主については、改正雇用促進法により合理的配慮の提供も義務づけられています。

(2) 差別解消支援措置

差別解消を支援するための措置としては、①相談および紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動、情報の収集・整備・提供、および②障害者差別解消支援地域協議会の設置があげられています。同法では、障害者差別や合理的配慮にかかる相談および紛争の防止等のための新たな機関は設置せず、既存の機関（福祉事務所や児童相談所など）等の活用、充実を図ることとしています。

誰も排除しない社会づくり

権利条約が掲げる「社会への完全かつ効果的な参加及び包容」といった原則をベースとする差別解消法がめざすのは、障害の有無にかかわらず、差異や多様性が尊重され、誰をも排除しないで、ともに助け合う共生社会づくりといえます。そうした社会の実現には、子どもの頃から、障害者も含む、さまざまな人がともに学んだり、働いたり、地域での諸活動に参加するという経験がごく当たり前にできるようにすることが不可欠と思われます。

そして、障害者をはじめ、すべての人にとって住みやすいバリアフリーな環境整備（偏見等、意識上のバリアを取り除くための教育・啓発活動を含む）が、一人ひとりの障害者の障害特性等に応じた適切な合理的配慮を提供するための前提条件として求められることが、理解される必要があります。

(引用：兵庫県・(公財)兵庫県人権啓発協会発行「きずな」平成 27 年 12 月号)

コラム3

バリアバリューの視点から社会を変える

株式会社ミライロ代表取締役社長
垣内 俊哉 氏

バリアを価値に変え起業

私は生まれつき骨形成不全症という骨が弱く折れやすい病気のため、幼少期より車いすで生活をしています。これまで骨折は20回以上、手術は10回以上を繰り返し、歩くことができない自分とずっと向き合ってきました。しかし大学生の時、車いすに乗っている目線の高さ106センチの自分だからこそ、見えることや気づけることがあると思い立ちました。障害を価値に変える「バリアバリュー」の視点で、高齢者や障がい者など誰もが暮らしやすいユニバーサルデザイン（UD）の社会を創造することを目指し、在学中に株式会社ミライロを立ち上げました。

障害の定義とは

障がい者の「障害」は、障害のある本人ではなく環境にあると私は考えています。車いすに乗っている人は、歩けないことが障害なのではありません。段差や坂道があって車いすで移動しづらいこの環境に、不自由さを感じているだけなのです。なぜそのような環境があるかと言うと、それは単純に歩ける人の方が多いからです。大多数の人のために作られた環境によって、誰かの不自由や不安が生まれています。環境は私たちの力で変えていくことが可能です。

ハードとソフトの両軸から

ユニバーサルデザインには、ハード面とソフト面の二つのアプローチ方法があります。エレベーターやスロープなどの設備（ハード面）を整えることはもちろん大切なことです。時間やコストがかかります。個人経営の飲食店や美容室など、場所によっては現実問題として取り組めないという課題があります。しかし、ハードは変えられなくても、私たちのハートは今すぐに変革することができます。お店にスロープが無くて困っている車いす利用者がいても、「何かお手伝いできることはありますか？」と周りの人がサッとお声がけすればそこで食事をすることができます。私たちはこれをユニバーサルマナーと名付けて、一人でも多くの人に多様な方々の目線に立ち行動してもらいたいと願い、資格化や研修を行うなどして普及・啓発に努めています。

誰もが求めるUD

ユニバーサルデザインやユニバーサルマナーを必要としているのは、障がい者や高齢者だけではなく、ベビーカーを利用している人も含めると、日本全人口の3分の1もの人が移動に不安を抱えています。更に彼らは一人で行動するのではなく、家族や友人、同僚と行動します。誰か一人が求めていることではなく、皆が求めているものであるということを心に留めていただきたいです。

（引用：兵庫県・（公財）兵庫県人権啓発協会発行「きずな」平成27年12月号）

ワークシート2（15ページ）①の答

ア(C) イ(B) ウ(B) エ(D) オ(A) カ(C)

4 学習会を開催するにあたって

(1) 学習会全体の流れ

学習会を始める前に、計画や運営の面でどのようなことに注意していくとよいか、基本的な内容についてチェックしてみましょう。

【準備】

- ☐ **学習のねらいが**、はっきりしている。
- ☐ **学習内容**は、学習者が知りたいことである。
- ☐ **実施時期や時間、場所**は、学習者に無理のない設定である。
- ☐ **指導者や講師**は、ねらいや内容の点から適任である。
- ☐ **学習方法**は、講義や討論、ビデオ視聴など学習者や内容に合わせて決めている。
- ☐ **資料や機材等の確認**ができている。
- ☐ **前回の改善点**を生かしている。

効果的な学習会にするための最大のポイントは、ねらいの明確さです。学習内容や指導者（講師）選択は、しっかりとしたねらいに沿って、決める必要があります。また、事前に指導者（講師）と打合せを行い、担当者の考えを伝えておきます。話し合いをする場合、身近で、だれもが知りたいと感じているテーマを扱うことで、意見が活発に交換され、充実した気づきの場となります。

【実施】

- ☐ **スムーズな進行を**めざして、シナリオ（進行手順）を作成するなど工夫している。
- ☐ **ワークシート**は、学習者が考えを整理するための資料として活用している。
- ☐ **話しやすい雰囲気づくり**を心がけ、プライバシー厳守や他者を批判しないなど話し合う際の**ルール**が共有できている。
- ☐ 実施中に学習者の様子を観察するなど、**評価の視点**を取り入れている。
- ☐ **アンケート**に、理解の程度や内容に関する項目、自由記述などを入れている。

学習会を成功させるには、全体の流れがイメージできていることが重要です。受付や挨拶、講演や討論の質疑応答などの時間配分も含めて、計画に沿って進めていきます。話し合いをする場合、学習者同士の関わりによって新たな気づきが生まれ、学んだ効果を発表し合うなど、振り返りの機会を持つことが大切です。学習者が、「聞く」「見る」「話す」「作る」など、変化のある活動ができるように心がけます。

【実施後】

- ☐ アンケート結果を、**効果があった点と改善点とに分けてまとめ**、報告する。
- ☐ アンケート結果をもとに、**次回の学習会に向けた計画案**を作成する。



〈学習者の視点を大切に〉

◎学習者に新たな気づきがあったか。 ◎学んだことが日常生活につながっているか。

(2) 学習展開例

60 分の住民学習を想定しています。参加者の人数や使うことのできる時間によって、時間の割り振りや話し合う項目の数を調整し、無理のない学習を行いましょう。ワークシート1は、参加者がペアを作って学習を行う場合に、ワークシート2は、個人作業を中心に学習を行う場合に活用できるシートです。参加者の状況に応じて修正を加えながら、より学習に役立つものにしてください。※90 分以上の場合は、5人程度の少人数によるグループワークを適宜取り入れて実施することをお勧めします。

学習のねらいと関連する下線部

- 1 障害の有無によって分け隔てられることなく、すべての人が相互に尊重し合いながら共生できる社会をめざすために、私たちが日常生活の中で心がけることを考える。
 - ・P4(ウ) 歩に声をかけた茅乃の気持ちを考えてみましょう。
 - ・P7 ⑭ 社会における「壁」について考えてみましょう。〈ワークシート1〉〈ワークシート2〉
 - ・P8 ⑯ あなたは「心を込める」とはどういうことだと思いますか。
- 2 社会のすべての人々が、障害のある人について十分に理解し、必要な配慮をしていくために大切なことについて考える。
 - ・P2(ア) 犬塚は障害のある人のことを、どのように思っているのでしょうか。
 - ・P5 ⑧ 犬塚の発言について考えてみましょう。〈ワークシート1〉
 - ・P6 ⑨ 咲子の発言について考えてみましょう。〈ワークシート1〉
- 3 「障害者差別解消法」における「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」について認識し、社会生活において、障害のある人が受ける制限について考える。
 - ・P3(イ) 茅乃が怒っている理由について考えてみましょう。
 - ・P3 ④ 正人は障害のあるお客様のことを、どのように考えているのでしょうか。〈ワークシート1〉〈ワークシート2〉、解説Ⅱ
- 4 私たちが社会で生活する中で、「共に生きることの喜び」を感じ合える社会について考える。
 - ・P7 ⑫ 歩の発言について考えてみましょう。〈ワークシート1〉
 - ・P8(エ) 「一緒に考えて、一緒にやってみる」とは、どういうことだと思いますか。
 - ・〈ワークシート2〉④

学 習 活 動		学習活動を支援するポイント	
1 開会 (3 分) ・学習のねらいと流れを知る。		<始める前に> 学習活動4 (意見の交換) をペアで行う場合は、参加者の着席状況を見て、席の移動をお願いする。 ○すべての学習のねらいを扱うことはできないので、参加者に特に必要と思われるものを選択する。	
2 ビデオの視聴 (34 分)		○学習活動3 (ワークシートの記入) で、どちらのワークシートの何番の問を使うかによって、事前に2ページからの「主な場面と台詞・学習で扱うポイント」を使い、注意して視聴するポイントを学習者に伝える。	
3 ワークシートの記入		[ワークシート1]	[ワークシート2]
[ワークシート1] ・指定された問を記入する (5 分)	[ワークシート2] ・できるだけ具体的に記入する (10 分)	○ワークシートの問をすべて扱うことは時間的にできないので、ビデオの視聴の前に伝えたポイントに該当する問と、時間に余裕があれば扱いたい問を記入してもらう。	○実際に身の周りの生活を振り返って、具体的な事例について考える作業になるので、見せ合ったりせず、じっくりと考えて記入してもらう。
4 意見の交換 ・ペアでの話し合いの後、全体で意見を聞く (12 分)	・全体で話を聞く (7 分)	○ペアでの話し合いの様子を見ながら、全体の前で意見を発表してもらうペアを選び、事前に発表者をお願いしておく。	○記入の際に、事前に発表者を数名お願いしておく。
5 まとめ (5 分)		○解説 (P16 - P19) を使って、障害者差別解消についての基本的な説明や相談窓口等について説明する。	
6 閉会 (1 分)			

(3) ワークシート

■■■『風の匂い』ワークシート1■■■

登場人物の気持ちを考えよう

※研修講師（指導者）は、ビデオ視聴前に、どの人物の気持ちについて協議するか指示してください。
研修参加者は、ビデオを視聴しながら、指示された人物の気持ちについて考えたことをメモしておいて、視聴後の協議に活用してください。

(1) 森野 歩

P4⑤「ダメです。お客様、転びます。気持ちよく、お買い物できません。…心を込めてきれいにします」

P6⑪「すみません。ボク、いない方がいい人です」

P7⑫「心を込める、楽しいです。清掃すると、きれい、なります。みんな、嬉しいです。」

P8⑯「心を込める…相手を大切に思うことです」

(2) 渡辺 正人

P3②「少々、お待ちください」

P3④「いや、俺は別に『来ないでくれ』なんて言っていないよ。ただ、介助のできる人と一緒に来てほしいと」

P5⑦「昨日、言いましたよね。ここで北海道フェアをやるって！『わかりました』って言ったよな！」

P7⑭「その壁って…僕たちが作っているんじゃないですか？」

P8⑮「『わかりません』って言うてもいいんだよ。こっちも一緒に考えるから」

(3) 犬塚 善樹

P2①「本社の方針とはいえ、うちに知的障害者が配属されるとはなあ」

P3③「声をかけていただければ、お買い物のお手伝いはさせていただきますので」

P5⑤「無駄だよ。相手は障害者なんだ」

P7⑬「いやいや、君の言いたいことはわかるけど、ただね、現実問題として森野ちゃんと

一緒に働くとなると、いろんな壁があるわけだよ」

P8⑰「では、これからも心を込めて働いてください」

(4) 江上 茅乃

P4⑥「あんまり歓迎されないお客かもしれないけどね」

P8⑱「お店の方が手伝ってくださるのはありがたいんだけど…。でもね、こんな風に配慮してもらえたら、いつでも、一人で買い物に来られる。私ね、お買い物大好きなの」

(5) 森野 咲子

P6⑨「確かに、歩には言わせてもなかなか理解できないことがあります。それで、おかしい行動をしたり、人に迷惑をかけてしまったりすること。だけど、周りの人にも誤解や偏見があるんです」

P6⑩「私ね、本当のこと言うと、歩は無理に働かなくてもいいって思ってたんです。ただあの子が笑って、生きていてくれれば十分。だけど、歩が自分で、また働きたいって言ったんです」

■■■『風の匂い』ワークシート 2 ■■■

共に生きる

※障害の有無によって分け隔てられることなく、すべての人が相互に尊重し合いながら共生できる社会づくりについて考えてみましょう（P9～P11 **コラム1～3** 参照）。

- ① 障害のある人が社会生活をしていく上で障壁となるものには、（A）社会における事物、（B）制度、（C）慣行、（D）観念、などがあります。次の事例は、（A）～（D）のうち、いずれの障壁に当たるでしょうか。（答は、P11 下段を参照してください）

ア	音声案内、点字、手話通訳、字幕放送など、分かりやすい表示の欠如	【 】
イ	学内試験において、別室受験や時間延長、支援機器の使用等を一切認めない	【 】
ウ	障害があることを理由に資格・免許等の付与を制限する	【 】
エ	心ない言葉や視線など、障害者を庇護されるべき存在としてとらえる	【 】
オ	歩道の段差、車いす使用者の通行を妨げる障害物、出入口の段差	【 】
カ	テレビ・防災ラジオ・緊急放送による災害時の警報・警告	【 】

- ② ノーマライゼーションとは、障害のある人が他の一般市民と同様に社会の一員として種々の分野の活動に参加することができるようにしていこうとする理念です。街中・職場・学校・駅・ショッピングセンター等で障害のある人にとっての障壁を排除する工夫を書いてみましょう。

- ③ ②で書いた工夫のうち、本来の役割を果たしていないものがあれば、その理由を書いてみましょう。

- ④ 誰もが暮らしやすい社会を作るために、私たち一人ひとりにできることは何でしょうか。本日の研修を踏まえて思ったことを書いてみましょう。

(4) 解説 I 「障害について」

ア 障害の種類

障害者とは、「障害者基本法第2条」に「この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」と定義されています。

身体障害とは、先天的あるいは後天的な理由で、身体機能の一部で障害が生じている状態を言います。視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害等があります。

知的障害とは、知的機能の障害が発達期に表れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるものをいいます。複雑な話や抽象的な概念の理解に支障があることなどから、社会生活への適応に困難があります。

精神障害とは、脳の器質の変化や機能的障害によって、気分が沈む、意欲が出にくい、考えがまとまりにくいといった傾向が現れる状態を言います。

（参考：内閣府「障害者施策の総合的な推進」）

イ 兵庫県の障害のある人の動向

県内の障害のある人の数の推移を障害者手帳の所持者数として見ると、平成20年度末は284,323人でしたが、平成27年度末には330,422人となり、対平成20年度末比で116.2%となっています。特に、精神障害者保健福祉手帳の所持者数の増加が大きく、対平成20年度末比で168.1%となっています。

		20年度末		27年度末		伸び率
		所持者数	構成比	所持者数	構成比	
身体障害	視 覚	17,554人	(6.2%)	15,905人	(6.5%)	90.6%
	聴 覚	18,168人	(6.4%)	19,177人	(7.8%)	105.6%
	言 語	2,949人	(1.0%)	2,887人	(1.2%)	97.9%
	肢体不自由	134,299人	(47.2%)	142,758人	(58.3%)	106.3%
	内 部	55,365人	(19.5%)	63,616人	(26.0%)	114.9%
	免 疫 機 能	—	—	733人	(0.3%)	—
	小 計	228,335人	80.3%	245,076人	74.2%	107.3%
知 的 障 害		32,976人	11.6%	46,665人	14.1%	141.5%
精 神 障 害		23,012人	8.1%	38,681人	11.7%	168.1%
計		284,323人	100.0%	330,422人	100.0%	116.2%

（資料：兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課）

今後の動向としては、県全体の人口は既に減少期に入っているものの、障害のある人は平成32年度頃まで増加が見込まれます（県障害福祉課推計）。また、医療技術の発達や障害福祉サービスの充実等に伴い、障害のある人の高齢化が進展していくものと思われます。

ウ 知的障害について

知的障害は精神遅滞とも表される、知的発達の障害です。知的機能や適応機能に基づいて判断され、知能指数により分類されます。様々な中枢神経系疾患が原因となるため、正しい診断を受けて、早期に治療・療育・教育を行う必要があります。本人のみならず、家族への支援もかせません。

知的障害 (ID: Intellectual Disability) は、医学領域の精神遅滞 (MR: Mental Retardation) と同じものを指し、「知的発達の障害」を表します。すなわち「1. 全般的な知的機能が同年齢の子どもと比べて明らかに遅滞し」「2. 適応機能の明らかな制限が」「3. 18歳未満に生じる」と定義されるものです。中枢神経系の機能に影響を与える様々な病態で生じうるので「疾患群」とも言えます。

知的機能は知能検査によって測られ、知能指数 (IQ) 70 以下を低下と判断します。IQ 値によって、軽度・中等度・重度と分類されることもあります。重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態を、重症心身障害と表記することもあります。

適応機能とは、日常生活でその人に期待される要求に対していかに効率よく適切に対処し、自立しているのかを表す機能のことです。たとえば食事の準備・対人関係・お金の管理などを含むもので、年長となって社会生活を営むために重要な要素となるものです。

（参考：厚生労働省「e-ヘルスネット」）

エ 障害者施策の流れ

我が国の障害者福祉に関する法律として、戦後間もなく成立した「児童福祉法」（昭和22年）や「身体障害者福祉法」（昭和24年）をはじめ、「精神薄弱者福祉法」（昭和35年、現在の「知的障害者福祉

法))、「心身障害者対策基本法(昭和45年、現在の「障害者基本法」)、「精神衛生法」(昭和62年、現在の「精神保健福祉法」)等が制定されてきました。

当初、障害福祉サービスは、障害者を保護の対象と捉え、行政が給付を決定する措置制度として位置付けられていました。しかし、在宅福祉の推進や社会参加の促進を重視する「ノーマライゼーション」の理念が世界的に浸透する中、利用者本位の制度の確立をめざし、平成15年に措置制度は支援費制度へと移行し、自己決定・自己選択の理念の下、利用者と事業者が対等な立場で契約し、必要なサービスを障害者自らが選択して利用する仕組みになりました。平成18年には、支援費制度で顕在化した課題の解消及び地域間格差の是正や就労支援の強化等を目的に、身体障害・知的障害・精神障害の3障害を共通の制度で扱う「障害者自立支援法」(現在の「障害者総合支援法」)が施行されました。その後、障害者の範囲に難病等が追加される等、数次の改正が行われ、平成30年4月からは、地域生活支援の強化やきめ細かな障害児支援ニーズへの対応等を目的に、新たなサービスが追加される予定です。

また、障害者の権利擁護を推進するため、「障害者虐待防止法」(平成24年)、「障害者差別解消法」(平成28年)等が施行されています。

(参考：内閣府「障害者施策の主な歩み」)

オ 障害者に関するマークについて

街で見かける障害者に関するマークには、主に次のようなものがあります。

名 称	概要等
【(兵庫県)譲りあい感謝マーク】 	内部障害者や難病患者の方など、配慮の必要なが外見からわかりにくい人がいます。 譲りあい感謝マークは、そうした方々が外出する際に身につけることによって、バスや電車での座席の譲りあいをはじめ、周囲の人びとが配慮を示しやすくなるなど、障害や難病を抱える方々などの社会参加を応援し、みんなにやさしい環境づくりを進めていこうと兵庫県が制定しました。

名 称	概要等
【障害者のための国際シンボルマーク】 	障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。 ※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。
【身体障害者標識】 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。
【聴覚障害者標識】 	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。
【盲人のための国際シンボルマーク】 	世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。 視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。 信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。
【耳マーク】 	聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。 聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。
【ほじょ犬マーク】 	身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。 補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。
【オストメイトマーク】 	人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを表しています。 オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。
【ハート・プラス マーク】 	「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障害がある方は外見からは分かりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。 内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。

(参考：内閣府「障害者に関するマークについて」)

(5) 解説Ⅱ「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という）等について

ア 「障害者差別解消法」について

「平成 28 年版障害者白書（内閣府）」によると、日本における障害者数は、人口千人当たりの人数で見ると、身体障害者は 31 人、知的障害者は 6 人、精神障害者は 31 人となっていることから、国民のおよそ 6.7%が何らかの障害を有していることになります。

また、兵庫県が 5 年毎に実施している「人権に関する県民意識調査（平成 25 年度）」において、特に関心のある人権問題として「障害のある人に関する問題」と 46.3%の人が回答しており、最も多かった「インターネットによる人権侵害の問題」の 46.6%に次ぐ、全体で 2 番目に関心の高い人権課題となっていました。これは、平成 20 年度の同調査でも同様の結果となっています。

「障害者差別解消法」では、行政機関と事業者に対し、「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、「合理的配慮の提供」を求めています。そのことによって、障害のある人もない人も共に暮らせる共生社会の実現を目指しています。まず、「不当な差別的取扱いの禁止」とは、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由とした差別をしてはならないことを言います。そして、障害のある人から、社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。これを「合理的配慮の提供」と言います。

（参考：内閣府「障害者白書」）

イ 不当な差別的取扱いについて

「障害者差別解消法」では、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者

の権利利益を侵害することを禁止しています。なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではありません。

したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たりません。不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務・事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要があります。

（例）・受付の対応を拒否する。

- ・本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。
- ・学校の受験や、入学を拒否する。
- ・障害者向け物件はないと言って対応しない。
- ・保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない。

（参考：内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」）

ウ 合理的配慮の提供について

「障害者差別解消法」では、行政機関や事業者が、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮を行うことを求めています。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル（※）」の考え方を踏まえたものです。

※社会モデル

障害者が日常・社会生活で受ける制限は、心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものという考え方。

(例) ・障害のある人の障害特性に応じて、座席を決める。

- ・障害のある人から、「自分で書き込むのが難しいので代わりに書いてほしいと伝えられたとき、代わりに書くことに問題がない書類の場合は、その人の意思を十分に確認しながら代わりに書く。
- ・意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う。
- ・段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。

(参考：内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」)

エ 「障害者差別解消法」が対象とする障害者とは

法の対象となる障害者は、障害者基本法に規定する定義と同じです。つまり、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」が対象となります。したがって、いわゆる障害者手帳をもっている人に限られません。

なお、特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意します。

(参考：内閣府「障害者差別解消法について」)

オ 障害者雇用対策について

障害者の就労意欲は近年急速に高まっており、障害者が職業生活を通じ、誇りをもって自立した生活を送ることができるよう、障害者雇用対策が進められています。

障害者の雇用を促進するため、「障害者雇用促進法」において、民間企業（常用雇用労働者数50人以上）に対して、雇用する労働者の2.0%に相当する障害者を雇用することが義務付けられています（障害者雇用率制度）。

また、障害者本人に対しては、職業訓練や職業紹介等の職業リハビリテーションにより、それぞれの障害特性に応じたきめ細かな支援がなされています。

(参考：厚生労働省「障害者雇用対策」)

カ 障害者就業・生活支援センター

障害者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う拠点で、窓口での相談対応や職場・家庭訪問等を行います。事業主やハローワーク等とも連携し、障害者の自立・安定した職業生活の実現をめざします。

(参考：厚生労働省「障害者の方への施策」)

キ 職場適応援助者(ジョブコーチ)について

障害者の職場での適応を容易にするために、職場に職場適応援助者(ジョブコーチ)が赴き、実際の職場の状況に応じて、職務を円滑に遂行するために必要な技能に関する指導や職場における支援対象者の特性に関する理解の促進に係る援助などの支援を行います。職場適応援助者(ジョブコーチ)には、「配置型ジョブコーチ」「訪問型ジョブコーチ」「企業在籍型ジョブコーチ」の3種類があります。

(参考：厚生労働省「職場適応援助者(ジョブコーチ)について」)

ク 障害者差別に関する相談窓口について

■兵庫県障害者差別解消相談センター

障害者やその家族等から、障害者差別解消法が禁じる障害者差別について、相談対応業務の経験が豊富な相談員（社会福祉士、精神保健福祉士等）が、相談を受け付けます。

電話 078-362-3356

(平日10時～16時※12～13時及び年末年始を除く)

FAX 078-362-3560

E-mail counseling@pref.hyogo.lg.jp

■弁護士・福祉専門職による無料法律相談

差別や虐待、悪徳商法、財産管理等、法的なアドバイスを要する障害者等に対し、三者間同時通話システムを用いて、弁護士と福祉専門職が対応します。

電話 078-362-0074

(毎週火曜日・木曜日13時～16時※祝日・年末年始を除く)

■兵庫県 担当部署

健康福祉部障害福祉局障害福祉課障害政策班

(障害者権利擁護担当)

電話 078-341-7711 (内線 3002)



平成 28 年 12 月 発行

兵庫県健康福祉部社会福祉局人権推進課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号
TEL (078) 362-9135 FAX (078) 362-4266

公益財団法人兵庫県人権啓発協会

〒650-0003 神戸市中央区山本通 4 丁目 22 番 15 号
TEL (078) 242-5355 FAX (078) 242-5360
URL <http://www.hyogo-jinken.or.jp>